

○碓井委員長 それでは、時間が参りましたので、第14回「専門小委員会」を始めさせていただきます。

まず、お配りしております論点（案）につきまして、前回の皆様からの御意見や国会議員の委員の皆様のお意見を踏まえ、若干修正しておりますので、修正内容につきまして事務局より説明をさせます。その後、論点（案）につきまして、委員の皆様において最終的に御確認いただき、その上で各論点についての審議を進めてまいりたいと考えています。

それでは、山崎行政課長、お願いいたします。

○山崎行政課長 それでは、御説明させていただきます。

資料1に、今日は山口先生がお見えでございますが、委員長の命によりまして、私どもで個別に先生方の間を回らせていただきまして、いただきました意見の主なものをまとめてございます。少し御紹介いたします。

例えば2ポツ目、大震災を踏まえた災害時の対応の視点について、書き加えられないか。特に、県と指定都市の間の役割分担について当時議論があったのではないかという御意見がありました。

4つ目、「住民の協働の観点」とあるけれども、「住民自治の観点から」という方がいいのではないか。行政と住民が対峙するような概念ではないのではないかという御意見をいただきました。

次の次、地域自治区はいいツールである。もっと活用すべきである。もっとつくりやすいようにできないか。合併特例区のようにしてもいいのではないかという御意見もいただきました。

その次、これは大阪に関連してでございますが、東京のように自主財源でやればいいけれども、大阪は交付団体なのだから、基礎自治体の財源を広域自治体が吸い上げることは、より難しいのではないかという御指摘がありました。

その下、大阪府は、全域が連たんしている特殊性がある。基礎自治体がすべて政令市並みの団体になって、広域自治体の機能を小さくすれば、将来の道州制移行と整合しやすくなるのではないか。大阪市についても、むしろ人口70ないし80万ぐらいで3つぐらいの指定都市に分けた方がいいのではないかという話がございました。

現行の指定都市の存する区域に特別区制度を適用すると、権限が細分化されることとなって、行政コストが増加し、住民サービスが低下するおそれがあるのではないかという御指摘もありました。

裏でございます。

2つ目のポツ、特別区以外の自治体の税財政に、仮に指定都市の存する区域に特別区制度を適用する場合でございますが、影響を与えないようにする必要があるのでないか。

廃棄物処理、公共交通、病院などは指定都市単独で実施するのではなく、圏域で考えるべきサービスではないか。

その下でございますが、東京都と特別区の関係についてでございますが、住民には、区

民としての「おらが村」的な感覚とおっしゃいましたが、自治意識というか、そういったものの感覚はむしろ少なく、都民として大きいのではないかと。首都の特質というものをよく考えるべきではないかという御指摘がありました。

その次、指定都市という議論をする場合でも、長い間指定都市であった市と、最近指定都市になったところで分けて議論すべきではないかという議論がございました。

一番最後でございますが、議員の兼職を可能とする場合、どちらの立場に重きを置くことになるのか。また、議員の身分についての整理とか選挙区の区割、議員定数の考え方についても整理が必要になるのではないかと御指摘がございました。

以上を踏まえまして、資料2でございますが、前回の御議論と国会議員の先生方の御議論を踏まえて修正した箇所について御説明申し上げます。

1 ページ目は変化ございません。

2 ページ目、2つ目のポツで「東日本大震災を踏まえ、人口・産業が集中している大都市圏においては、大規模災害時における住民の避難のあり方、生活機能や経済機能の維持等への対処が特に課題となっているのではないかと」までが前回でございまして、これに「また、大規模災害時における都道府県と大都市の役割分担の観点からも、見直すべき点があるのではないかと」を付け加えました。

3 ページ、1ポツ目、「大都市における広域自治体と基礎自治体の『二重行政』とは具体的にどのような状態を指すのか。事務の内容によっては、広域自治体と基礎自治体が複層的にサービスを提供することが必要なものもあるのではないかと」が前回でございまして、これに「大都市の区域内での広域自治体と基礎自治体の間の事務の調整のあり方をどう考えるか」、前回の御意見に従いまして調整をしております。

その下の下ぐらいでございますが、前回は「行政と住民の協働の観点から」としておりましたが、御指摘を踏まえまして、「自治の観点から、住民がより積極的に行政に参画する仕組みが必要ではないかと」変えさせていただきますと、その後に既存のツールであります地域自治区の話が出ましたので、「地域自治区など、既存の仕組みの更なる活用や見直しを検討すべきではないかと」付け加えさせていただきました。

4 ページ、「東京都以外の地域に現行の特別区制度を適用する場合、道府県と特別区の仕事配分は現行制度と同じでよいか、道府県と特別区の税源配分、財政調整の仕組み、個別法の都・特別区に関する特例などについてどう考えるか」というものがあつたわけでございますが、この下に「特別区以外の自治体の税財政に影響を与えないようにする必要があるのでないかと」付け加えさせていただきました。

その下の下、「(大都市圏域全体の調整の仕組み)」でございます。前回は、「行政区域をはるかに超えた大都市圏において行政サービスを適切に提供する観点から、広域的な事務の調整の仕組み等は考えられないか」でとどめておりましたが、ここで御意見をいただきましたので、「例えば、廃棄物処理、公共交通、病院などは、圏域全体で考えるべき行政サービスと言えないか」を入れておきました。

5 ページ、「(大都市制度のあり方の再検討)」でございますが、その2つ目に先ほど御紹介しました意見を入れまして、「指定都市の議論をする際に、長い間指定都市であった市と、最近指定された市で分けて議論する必要はないか」を入れております。

最後のページ、前回この場で御議論があったわけでございますが、「(議会のあり方)」のところで、前は「大都市の住民参加としての議会のあり方については、例えば、一定の場合には議員が別の地方公共団体の議員を兼職できるようにするなど」としておったのでございますが、必ずしもそういうことだけでもないわけでございます。そこで工夫をいたしまして、「議員が別の議会の議員等を兼職できるようにするなど、新たな視点で新しいタイプの議会像を考えることはできないか」と付け加えさせていただきました。

事務局で委員長と御相談しながら修正した点は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○碓井委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から説明のありました事項について御意見等がございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 最後のページの「議員が別の議会の議員等を兼職できる」という部分ですが、これは前回の文脈がありますので、確認ということで発言させていただきます。

前回までの議論を含めれば、地域自治区というか、小さな、もはやそれは地方公共団体であるのかどうかを問わない住民参加組織で、その構成員と議会の議員を兼職することも念頭に置かれているはずだということでしたから、議会の議員といっても、その議会というのは我々が考えるような地方公共団体のきちっとした議会ではなくて、もっと柔軟な、諮問委員会のようなものであっても入るのであるという理解で書かれているということだけ確認して、それで問題ないということであれば、この書き方で結構です。

○碓井委員長 これは先ほど御説明のとおり、「地方公共団体」と前回なっていたものですから、そこを修文する必要があるということでこのようにしたのですが、そうすると、ここも少し予断を与えるといけませんので、「議会等」という。

○西尾会長 「議員」。

○碓井委員長 「議会等の議員等」。議員はやはりおかしいですか。

○西尾会長 「議員等」になっている。

○碓井委員長 「等」が全部入っていると、前の方までかぶっていると理解していただければいいですか。議会の議員という、包括的な議会の議員の等、そういう御了解でいいですか。なかなか表現は難しいのですが。

太田委員はそれではよろしゅうございますか。御確認ですか。

○太田委員 はい。

○碓井委員長 では、確認させていただいたということで、特に修文はしないということ

でお願いいたします。

ほかにいかがでございましょうか。

大山委員、どうぞ。

○大山委員 全く内容には関係ないことで、前回申し上げればよかったです、1番の「大都市圏の抱える課題」の四角の中の2行目に「地方の拠点都市」というものが出てきているのですけれども、1番を見ると、地方の拠点都市の話ではなくて、地方の拠点都市については2で別に項目を立ててあるので、ここの「地方の拠点都市」というのは外してもいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○碓井委員長 という大山委員の御指摘でございましたが、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

御趣旨は、2でそれが出てくると。ここは冒頭に「大都市圏の抱える」となっているという御趣旨だと思いますが、いかがでございましょうか。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 大山委員の御意見もなるほどと思うのですが、1で大都市圏の抱える課題を広くとっていると理解できないか。例えば冒頭の人口減少等社会構造の変化という論点も、地方の拠点都市に無関係であるとは言えないのではないか。むしろ、大都市圏の抱える課題を広くとった上で、2番は地方の拠点都市が抱える特有の問題を書いていると理解した方がよいのではないかとざっと改めて読んで思いました。したがって、あえて削る必要はないのではないかなと思います。

○大山委員 もうちょっとよろしいですか。

○碓井委員長 どうぞ。

○大山委員 もうちょっと整理すれば、大都市圏の抱える課題というのは全体に共通するものがまずあって、それから三大都市圏の話と地方の拠点都市の話となると思うのですけれども、三大都市圏の方は前にくっつけてしまっているみたいな感じなので、もう少し整理した方がわかりやすいのではないかなという趣旨です。

○碓井委員長 私が発言していることかどうかわかりませんが、地方の拠点都市という言葉は1でも2でも使っているわけですが、固有の地方の拠点都市もありますが、1の方は大都市圏の中にも一定の拠点都市機能を持つものがある。多分こういう趣旨が含まれているのではないかと思います。

何か事務局で整理するための視点等がありますでしょうか。

○山崎行政課長 当初は、一番初めに大都市圏の抱える課題を広くとろうと考えていて、その中に例えば東京だとか大阪だとかのように人口の集積地になっている都市だけではないと。議論を進める場合に、例えば三大都市圏にあるといえども、そういうところだけではなくて、ベッドタウンとしての固有のものもあるという話でございました。そうすると、三大都市圏の中でもひょっとすると、東京とか大阪とかというところとベッドタウンだけではないところがあるのではないかなと思って、実はここで広めに「地方の拠点都市」と書

いたのでございますが、結果、いろいろ付け加えながら、削除しながらやってきておりますので、もし2の方で「地方の拠点都市の抱える課題」ということで書き切っておるといふことであれば、このところは先生方の御判断をいただければ、削除してあるいは残してもどちらでも説明はつくのではないかと思います。

○碓井委員長 辻委員、どうぞ。

○辻委員 この大都市圏という言葉を考えてときに、福岡とか札幌だとか、そういうものが大都市圏ということ、この1のところを読みたいと考えると、原案どおりがいいと思うのですが。

○碓井委員長 ということで、一応御理解をいただいて。

○大山委員 こだわりませんが。

○碓井委員長 ほかにいかがでございましょうか。

では、林美香子委員、どうぞ。

○林（美）委員 前回の専門小委員会での感想を含めてですけれども、地方六団体から地方のことを考えてほしいという趣旨の御意見も出されました。実際この案の中では5のところ「大都市制度の検討に当たり留意すべき点」ということで、きちんと書かれているにもかかわらずすごくああいう意見が出たというのは、首都圏以外に住んでいる人たちにとっては、大都市制度の見直しによって地方はどうなるのだろうか、すごく不安なんだなというのを改めて思ったのです。

今、5番目に入っているのですが、気持ちとしては、検討するときにはいつもこれを考えながらというのであれば、もっと上の方に来るのか、あるいは1の前の前文的にあるところがありますね。そういうところに地方自治制度全体のあり方について検討する中での大都市制度だということがもう少し明確になってもいいのかなということを思いました。

○碓井委員長 六団体等の皆様の御心配を受けてどうするかという問題提起だと思いますが、いかがでございましょうか。

林美香子委員の御提案としては、例えば冒頭の黒ポツが続いているところに何か加えるとか。

○林（美）委員 そうですね。そういうものがあってもいいのかなと前回の委員会に参加して思っていたことです。

○碓井委員長 今の問題提起についてほかの委員の皆様、何か特に御意見ありますでしょうか。

特に御意見はありますか。それは要らないとか。

どうぞ、太田委員。

○太田委員 林委員がおっしゃったこともわかります。安心していただくという点においてはそうなのかなと思うのですが、我々の考察はあくまでも大都市制度を中心にするわけです。その波及影響効果が余り悪いものでないよという観点にならざるを得ないと思うのです。別に地方制度の全体的見直しというわけではないと思うのです。そうすると、冒

頭に持っていったときに焦点が絞れるのだろうかという不安があります。

結論としては、4番で見直しの方向性を議論するわけです。1、2、3は問題の列挙です。そうなる面白くないと思われる方はいるかもしれませんが、原案維持でもいいかなという気もします。

○碓井委員長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、今日ここで確定するのも何でございしますが、5ページの5の冒頭の黒ポツに今の御指摘の趣旨が入っているかと思いますが、少し検討させていただいて、その辺を充実するというのでいかがでございましょうか。

○林（美）委員 はい。

○碓井委員長 ほかにいかがでございましょうか。

斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員 別の論点、1つだけです。

案の2ページの2つ目の黒ポツで、今回付け加わった分、「また、大規模災害時における都道府県と大都市の役割分担の観点からも、見直すべき点があるのではないかと。趣旨はわかるのですが、この文章ですと何を見直すのかがわからない。

確かに大規模災害についての都道府県と大都市、どちらがどういう役割を果たすべきかということは地方自治法だけの問題ではなくて、災害対策に関するいろいろな法律の問題もありますから、今日御紹介していただいた意見からすると、役割分担について見直すべき点があるのではないかとという問題提示だと思いますので、「役割分担についても」とした方が自治法及び関連法規を精査するといいますか、そういう観点が出るのではないかと。

このままですと、ここのポツの横並びで見ますと、課題の提示が幾つかあって、見直すべきとはっきり出ているのは、例えば3つ目のポツで「現行の大都市制度について見直すべき」とありますので、その辺りとの平仄を考えてやや気になる次第です。

○碓井委員長 御指摘どうもありがとうございました。

これは皆様も御異論のないところかと思いますが、「都道府県と大都市の役割分担についても、見直すべき点があるのではないかと」と修文するというのでいかがでございましょうか。

どうもありがとうございました。

ほかに何かございますか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、先ほどの林美香子委員からの御指摘の点について最後の5の冒頭の辺りを私の責任において修文することにさせていただきますが、それ以外ではこれでおおむね了承が得られたと扱わせていただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

（「はい」と声あり）

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

今後、この論点に基づきまして具体的に議論を行っていくこととしたいと存じますがよ

ろしゅうございましょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、早速論点の内容について審議を進めることといたしますが、当面の審議の進め方につきましては、本日お配りしております資料3「今後の審議予定(案)」をごらんいただきたいと思っております。

本日は、論点のうち課題に係る論点であります「1 大都市圏の抱える課題」「2 地方拠点都市の抱える課題」「3 大都市制度の抱える問題」の3つの項目について審議を進めることとし、次回以降は4番目の「大都市制度の見直しの方向性」につきまして順次審議を進めることとしたいと考えております。

本日、審議を予定しております課題に係る論点につきまして補足資料を事務局に準備させておりますので、その資料につきまして説明を求めることとしたいと存じます。

山崎行政課長、お願いいたします。

○山崎行政課長 それでは、資料4を用意しております。

ごらんをいただきますと、初めの1ページから7ページ目までは再掲の資料でございます。

これは初めのころにお示しをしたのですが、それぞれの大都市の都市圏域がどうなっているか。通勤・通学10%圏を定住自立圏構想を立てるときに用いたわけでございますが、その町で通勤・通学している人たちのすべての数を分母にとって、例えば札幌なら、うちの町から札幌市に行っている人を分子にとる。そういうところはかなりつながりが深い圏域であると考えられるわけでございます。

1ページをごらんいただきますと、札幌市は大体こういう通勤・通学10%圏域でございます。

2ページ、今回、災害のときにも宮城県の中で仙台市の比重が非常に高いという議論がございましたが、仙台市の通勤・通学圏域は、宮城県全域にかなり及んでおります。

3ページ、首都圏は非常に、東京圏はかなり大きな通勤・通学圏域でございまして、東京23区に輻輳して通っているということでございます。例えば黄色の地域は、さいたま市の通勤・通学10%圏でもあるけれども、東京23区にも行っているという地域でございまして、色が付いているところは基本的に、千葉の薄いところとか、横浜のみの横須賀の辺のところを除きますと、大体23区にすべて通勤・通学10%圏という圏域でございまして、かなり広い圏域が東京圏にあるということでございます。

4ページ、名古屋でございまして。名古屋は県境を超えて岐阜県、三重県の一部に圏域がございまして、おおむね愛知県の尾張地方が名古屋の通勤・通学圏で、豊田、岡崎など、三河の方にはまたトヨタの工場とかがありまして、大きな中心性を有している町があるわけでございます。

5ページ、首都圏に若干近うございましてのがやはり関西圏でございまして、大阪・京都・神戸・堺というところをとりましてそれぞれつくっておるのでございまして、例えば一番

薄い黄色の亀岡、大津につきましては京都市のみの通勤・通学10%圏内でございますが、京田辺とか京都府の中で濃いところは大阪の通勤・通学10%圏でもあるということでございまして、大阪市に通っている方々はかなり広い区域から圏域として通っていらっしゃるということがわかる資料でございます。

6 ページ、広島市の通勤・通学10%圏でございまして、これは県内にとどまっておるということでございまして、備後の方には別の圏域があると考えた方がいいと思います。

7 ページ、北九州と福岡の通勤・通学10%圏でございまして、宗像市のみは両方の通勤・通学10%圏になっておりますが、福岡市都市圏と北九州市都市圏がきれいに分かれていると考えられる状況でございます。

8 ページ、都市圏域における広域行政課題にどう対応しているかを洗ってみました。8 ページが東京都市圏、9 ページが大阪都市圏、10 ページが名古屋都市圏で、どういうシステムで対処しているかでございます。

例えば防災でございますと、東京都市圏は東京消防庁、都の機関があつて、23区の消防事務。更には稲城市と島嶼部を除く都内の全市町村からの事務の委託を受けて消防事務を処理しております。災害時相互応援協定などがございます。

これに対しまして大阪は、大阪市消防局は大阪市域の消防事務をやっておる。守口市門真市消防組合等、一部事務組合で大阪市の周辺市は、必要に応じて消防事務を広域で処理しようとしている。勿論、災害応援協定等もございます。

10 ページ、名古屋の場合は、名古屋市消防局が名古屋市域の消防事務を処理しておって、海部南部消防組合等の名古屋市周辺市町村は、必要に応じて、消防事務を広域で処理しているということでございます。中部の九県一市で災害応援協定等を結んでおるようでございます。

お戻りいただきまして、衛生に関しましては、東京圏だけの特徴でございますが、東京都が平成10年に改革をした関係でございまして、ごみ処理施設の整備とか管理運営について東京二十三区清掃一部事務組合が行っておるということです。制度改正前は東京都が行っていた事務でございますが、一般廃棄物の収集とか運搬、処理までを23区の方に移管いたしましたので、このごみ処理施設の整備、管理運営については23区が一部事務組合でやっておると。併せまして、最後の最終処分のところは東京都の持っている海面処分場に埋め立てをしているということがございます。港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区が臨海部広域斎場組合というものを持っておりまして、火葬場とか、これに併設する葬儀場の設置、管理運営を行っているようでございます。こういうものは、実は、大阪圏とか名古屋圏にはございませんでした。

インフラでございます。

よく議論になる水道でございますが、東京都は都の内部組織として東京都水道局がありまして、これも武蔵野市、昭島市、羽村市、檜原村、島嶼部を除く全市区町村の水道事業をやっておるということでございます。併せまして、神奈川県内は神奈川県内広域水道企



業団がありまして、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市で構成をしておりますが、構成団体へ水道用水の供給を行っているということでございます。

この点が大阪では、大阪広域水道企業団が大阪市を除く府内全市町村を対象に水道用水の供給を行っている。兵庫県の方では、阪神水道企業団というものがありまして、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市が水道用水の供給をやる一部事務組合を持っている。あと、大阪港広域臨海環境整備センターというものがございまして、これは廃棄物の最終処分場の建設等をやっておる。滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市ほか165市町村で行っているようでございます。

愛知でございますが、県内の市町村のうち名古屋市、清須市の一部、あま市の一部、大治町、三河の山間地域を除く全域に水道用水を供給するため、愛知県の企業庁自体が水道部を設けて供給をやっておる。名古屋港管理組合というものがございまして、名古屋港の修築及び管理運営を愛知県と名古屋市が組んだ一部事務組合で行っております。

8ページに戻りまして、職員の関係では、珍しいのは、東京23区は、特別区人事・厚生一部事務組合というものを持っておりまして、人事委員会に関する事務、非常勤職員の公務災害補償等を一体でやっております。埼玉県は、埼玉県と県内の市町村で広域連合をつくりまして、職員研修とか職員交流をやっております。

あと、その他の分野でございますが、8ページでございます。首都圏では、九都県市首脳会議というものがありまして、任意の首長会議でございますが、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市というところで定期的にこういう首長会議を開催しております。

9ページでこれに当たるものは、大阪では、関西広域連合。これは関西の区域と必ずしも一致しておりませんで、鳥取県とか徳島県が入っていたり、奈良県が入っていませんが、こういうものがある。都市では、指定都市だけで関西4都市市長会議という任意の首長会議を設けております。

10ページ、名古屋の方では、そういう意味では、2番目にあります名古屋市近接市町村長懇談会というものがありまして、名古屋市に近接する市町村長の会議があります。名古屋市ほか31市町村ということで、こういうものをつくっておるということでございます。

11ページ、都市圏域に関する分析例を付けております。

これは、東京都に設けられました東京自治制度懇談会というところで作りました資料でございます。この資料では、都市圏域を考えるときに、1つではなくて、人口密度とか昼間人口密度、昼間人口割合、人口集中地区、商業地の地価等によってやはりある程度分類して考えられるのではないかという考えを出しております。

首都圏でいきますと、Aラインというものが、どうも先ほど私どもが考えました通勤・通学10%圏と同じようでございますが、通勤・通学の範囲を包含している圏域。Bラインが高度集積連たん区域としまして、昼夜間人口や企業の集積が高く、市街地が連たんしている圏域。Cラインが業務機能特化区域といいまして、夜間人口よりも昼間人口が高い。

特に企業が高度に集積している圏域。Dラインはコアと言っていますが、昼間人口や企業の集積が突出して高くなる。夜間人口が突出して減少する圏域でございます。こういうイメージを持って議論をしております。

この報告書では、Aラインにおける行政需要のイメージとして、都市・郊外間交通整備、防災対策等を挙げております。都市圏域におけるこのような行政サービスの提供・調整をどのように行っていくことが考えられるかとまとめておきました。

次のページ、Aライン、Bライン、Cライン、Dラインをどう考えているかでございますが、この分析では、東京圏におきましては、Aラインは横浜とか千葉の周辺も含む、大体40km圏域。Bラインという高度に連たんした区域は、23区及び一部周辺市、15km圏域を考えてございます。一部という明示がありませんが、武蔵野だとか三鷹だとか、その辺りが入るのだらうと思います。都心8区がCラインということで、これは千代田、中央、港、台東、文京、新宿、渋谷、豊島という8区を考えておるようでございます。本当のコアでございますが、コアは3kmラインで、千代田、中央、港を考えておられるようでございます。

これを大阪圏に当てはめた議論をしておられまして、大阪圏の場合は、府県境を越えて他県地域を包含する30km圏域が大体Aラインだろうと。Bラインという東京23区プラス $\alpha$ ぐらいの地域はほぼ大阪市の市域ではないか。都心8区に当たる区域が都心6行政区域5km。Dのコアのところは中央区だけではないかという分析をしておられます。

札幌の場合は、通勤・通学圏とほぼ市域が一致している20kmと書いておりますが、ここはちょっと私どもの分析と若干違うかもしれません。一番コア区域は中央区付近の3kmラインと考えておられるようでございます。

こういう分析例がありましたので、御紹介申し上げます。

13ページ、地方の拠点都市。これは三大都市圏を除く政策でございますが、定住自立圏構想というものをやっております。

三大都市圏を除く区域で、それぞれが住みやすい圏域をどうつくるかという政策でございますが、2の左に書いてありますように、中心市は人口5万人程度以上、昼夜間人口比率1以上ということで、昼間、通勤・通学してくる人数の方が多いという地域をとっております。中心市と周辺市町村が一对一で圏域をつくっていくわけでございますが、やはり医療、福祉、地域交通みたいなものが多うございます。

14ページ、現在、65圏域がそういう圏域行政として議論を進めておるということでございます。

15ページ、やはり圏域の共同課題として考えておるのは、先ほどの指摘もありましたが、65圏域全部で医療について、医師派遣、適正受診の啓発、休日夜間診療所の運営等について共同してやろう。あるいは右でございますが、地域公共交通については58圏域が地域公共交通のネットワーク化、バス路線の維持等について取り組もうとしているという状況でございます。あと多いのは、合同の研修とか人事交流とかマネジメント能力の強化をする

ということで取り組んでいる部分がございます。こういうものが今、地方における圏域行政のニーズとしてあるということを御紹介いたしました。

16ページ以降でございますが、これは二重行政とは何かという議論に資するためにつくった資料でございます。

16ページは、地方分権改革推進委員会の第1次勧告で、むしろ国の出先との議論の中で、国と地方の二重行政を排除するためにどういうメルクマールが考えられるかという議論で、国と地方の場合として考えたものでございます。

二重行政と言われる部分で、現在の行政の分担関係がどうなっていて、それをどう解消していこうかという議論でございました。

一番初めに重複型というものがございます。事務・権限が法令上、1つの主体に専属しておらず、国と地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているということで、これは民間に対する助成・支援、調整、広報啓発などでございます。当時、分権改革推進委員会は、これを解消する方向性としては、地方に一元化して実施することを基本として、新たな「区分け」の線引きを行ったらどうかとお考えになっていたようでございます。

2番目に分担型というものがございます。法令上、事業規模の大きさとか事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体が既に一定の役割分担をしているというものでございます。例えば直轄公共事業や、民間に対する許認可・監督などでございまして、大きなものは国がやって、小さなものは地方がやるみたいなことでございますが、こういったものにつきまして解消の方向性としては、やはり地方に事務・権限を移譲することを基本として、現行の「区分け」の線引きを地方側に見直していくということをお考えになっていたようでございます。

3つ目、重層型でございます。これは国が専ら本府省において策定する全国的な指針とか全国一律の基準に従って、地方自治体が事務事業を実施するものだと。介護保険とか義務教育など、基準設定権は国にあるということでございます。これにつきましては、法令による義務付け・枠付け、関与の見直しなどをしておくという処方箋でございました。

4番目に関与型というものがございます。これは地方が実施する事務に対して、国が広域的な見地等から調整したり、関与をするというタイプでございまして、地方自治体に対する許認可を持っていたり、監督をしていたりする事務でございまして、こういうものは解消の方向性としては、原則廃止することを基本として、やはり義務付け・枠付けとかの関与の見直しを行っていったらどうか。

5つ目に国専担型。現在は国のみでやっているものもあるでしょうと。こういったものについては、社会経済情勢の変化を十分に踏まえて見直しを行うべきものを見直しを行っていかうということでございます。

これをヒントに現在の大都市と都道府県との二重行政についてどういう分析ができるかという試みを示したのが17ページでございます。

1つ同じように重複型というものを設けてみました。これは任意事務で広域自治体と基

礎自治体が双方が実施しているとか、法定事務で双方に義務や努力義務が課されているものがございます。

2番目に分担型。同一・類似事務について事業規模等によって役割分担をしている。

3番目に関与型。基礎自治体が行う事務について広域自治体の関与が存在する。

こう書いてきますと、必ずしも大都市と都道府県だけの問題ではなくて、一般に基礎自治体との問題もあると思うわけですが、指定都市への権限移譲がかなり進んでいるということと、指定都市の規模能力が高くて、県並みの仕事もできるということから、かなり顕在化している。川崎とか北九州とか浜松は違うわけですが、道府県庁所在地であることが多いので、そういうところが二重行政として見えてくるのではないかということを書いております。

そこで若干分類をいたしました。

重複型にハードの重複型があるだろうと。例えば県と指定都市が同一の公共施設を整備している状況。公営住宅だとか図書館、博物館、体育館、プールが同じ市域内に県のものもあり、市のものであるということがあろうと。

ソフトの重複型がございます。これはともに施策を実施しているわけですが、例えば中小企業支援の助成だとか、商店街の振興みたいな助成ものがございます。もう一つは、制度として、今、新たに取るべき制度で、みんながこぞってやるというものが書いてありまして、地球温暖化対策とか環境教育、男女共同参画とか、それぞれの立場で輻輳的に取り組むものがございます。そういったものがあるだろうと思います。

法定事務に多いのでございますが、分担型で同一または類似した行政分野において、事業規模等によって事務・権限が分かれているということで、指定都市の側からすると、そこも任せてもらってもできるのではないかなるのだろうと思います。これが都市計画決定あるいは一級河川、二級河川の管理。県費負担教職員で言えば、給与負担と定数決定等はいまだに道府県だけれども、任免とか給与決定等の実質部分は指定都市がやっているという部分でございます。

関与型というものもでございます。指定都市の事務処理に当たって、まだ道府県の関与が残っているということがございます。例えば農地転用許可等につきましては、指定都市といえども、道府県の農業会議の事務になっている、あるいは知事の事務になっていることがございます。指定都市の市立の高等学校の設置・廃止等に関しましてもまだ道府県教育委員会の認可がかかっているということでございます。

18、19ページには、具体的に分類した例がございます。

18ページは、大阪府市統合本部がこれから議論を進めていくときに改善していくべきものとして、A項目として経営形態の見直しをやる。B項目として類似・重複している行政サービスの見直しを行うと掲げた資料でございますが、地下鉄、バス、病院、市場といったものについて公営企業で今、やっているわけですが、これをどうするか。水道、一般廃棄物、消防、港湾、下水道、大学、公営住宅、文化施設とか、こういう二重行政も

のについては、実は、地方独法にしたり、民営化するという処方箋を書いておられるよう  
でございます。

B項目でございますが、これは任意事務に多くて、信用保証協会を両方持っているとか、  
こういう同じようなこと、同じことをやっているということを挙げておられます。これを  
どちらかに片寄せをするとお考えのようでございます。

19ページは、日本都市センターが平成13年にやった研究でございますが、これは指定都  
市事務局に設置された大都市制度等調査研究委員会、これは指定都市の地方分権担当の課  
長たちがアンケートを行ってやったことでございます。そういった意味では、指定都市側  
からこれが二重行政に見えるという資料だと思います。

行政サービスの重複提供型として私立幼稚園助成等を挙げ、同一行政事務の事務・権限  
留保型として都市計画決定、一級・二級河川の管理等を挙げております。同一行政事務の  
重複手続型として先ほどの農地の転用許可などを挙げてございます。類似行政分野の事  
務・権限留保型として病院とか薬局の開設・変更許可についてまだ道府県の関与がある  
ということを挙げております。類似行政分野の重複手続型として、都市景観整備等を阻害す  
る関係法令の見直しで、縦割の法令をきれいにすることによって関係機関との調整の労力  
をなくしてほしいと言っています。行政サービス要件・基準拘束型で、まだ基準を道府県  
が持っていて、何かいろいろやっているということについての不満があるようございま  
して、教科書採択に関する道府県教育委員会による指導・助言等を挙げております。

最後の20、21ページでございますが、これは指定都市の行政区とか特別区の議論をして  
いただくときのイメージとして、それぞれの指定都市なり東京特別区なりの人口の最大、  
最小、平均。面積の最大、最小、平均あるいは区の人口密度の最大、最小、平均を挙げて  
ございます。

特徴的なところを少し紹介いたしますと、東京特別区は、世田谷区の87万から千代田区  
の4万7千があるのだけれども、平均人口は38万8千である。

人口密度については、夜間人口で人口密度を出しますので、豊島区が人口密度が一番高  
くて、千代田区は低いということでございます。平均の人口密度が1万4,386でございます。

実は、今回見まして、人口密度が1万を超えておるのはほかに大阪市のみでございます。  
大阪市が1万1,981と、21ページの3番目でございます。大阪市の区の人口規模も最大が20  
万の平野区、最小は6万1千ということでございます。

あと、人口密度が1万に近い密集地域と見ますと、川崎が9,990人、横浜が8,434人とい  
うものがございますが、大阪市という区域は、東京23区に一番類似した区域になっておる  
可能性があるということでございます。

以上が事務局で用意した資料でございます。

○碓井委員長 ありがとうございます。

それでは、これから御意見等を伺いたいと思いますが、先ほどおおむね御了承いただき  
ました、今後検討すべき論点を照らし合わせながら御意見等を伺いたいと思います。その

際、二重行政関係の資料が結構多いようですが、もしそれについての御質問等がありましたら、それはちょっと後回しにいたしまして、それ以外の資料を組み合わせながら御意見等を伺えたらと存じます。

ちょっと私から質問ということでもないので、8ページ以降を見ると、東京都市圏、大阪都市圏、名古屋都市圏の広域行政課題への主な対応状況が一覧表になっていますが、それぞれの御事情を抱えていると思うのですが、例えば東京の水道についてみると、西尾会長のお住まいの武蔵野は入っていないのですね。会長は何か御存じのことがありますでしょうか。

○西尾会長 武蔵野の水道は、基本的には井戸水を、井戸を掘って、井戸をくみ上げた水を使って独自にやっていたのですけれども、地盤沈下問題が出てきて以来、新しい井戸を掘ることを禁じてきたということがありまして、井戸水の水道水だけでは足りなくなっていますから、東京都から原水供給を受けているのです。現在は年平均をすればほぼ半々ではないか。自前の水が半分、東京都から配水されるのが半分。夏場になると使用量が多いですから、東京都からの配水の比率がもっと高いとなっているのが現状です。

東京都の方は一元化したいということで全市町村に対して呼びかけているわけです。それにずっと武蔵野は抵抗し続けてきたということですが、それにはいろいろな配慮が武蔵野側にはあります。最大の理由は、一元化したら一遍に水道料が上がるということです。そのことに市民が納得してくれるかどうかということが一番の問題点だったと聞いていいと思います。そのほかにもいろいろ市側としては理由はあったのですが。

しかし、いろいろ事情がありまして、最近は一元化にこたえようという方向で都と市の話は進んでいると思います。いずれ、近い将来、武蔵野は一元化される状況だと思います。

○碓井委員長 そうしますと、広域的な課題というものも、地図の上で単に広さだけで塗ってみて、こうすればいいとかそういう問題でもなさそうだとすることが今の一例からもわかるような気がいたします。

委員の皆様、どうぞ。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 これは意見というよりも感想めいたことですがけれども、最初に通勤・通学10%圏のお話をございまして、やはり幾つかの都市圏を見ると、大きく3つぐらいに分類できるのかなと思います。

課長のお話にもあったのですがけれども、1つは首都圏と関西、近畿圏でございまして、複数政令指定都市があるということと、複数の都府県にまたがって通勤・通学10%圏が非常に広範に広がっているという都市圏です。他方で、広島や仙台、札幌、北九州、福岡は同一の同県内で、その周辺地域から通勤・通学10%圏が構成されているということで、かなりそれぞれの都市圏の自立性が高いようなところ。これが地方拠点都市と言えるかどうかはまたいろいろ議論があるかもしれないのですが、そういったところですね。それに対して名古屋というのはやや中間的な形態なのかなと思っておりまして、県を超えて通

勤圏が広がっているということですし、都市の規模もかなり大きいということなので、大きく分けると、都市圏の形態からすると3つぐらいに分類できるのかなと思います。

1つ気になっているのは、先ほどの論点の案についても出てまいりましたけれども、地方の拠点都市というものをどこまで対象として考えるかということです。今日いただいた資料では札幌ですとか仙台ですとか、かなり大規模な都市を考えているわけですが、例えば県庁所在都市レベルで中核市のレベルの都市が幾つかあると思ひまして、それも周辺地域からの通勤・通学圏を一定程度構成しているところがあると思ひます。

定住自立圏のお話もございましたけれども、中間的な形態の都市の構造についてもう少しデータがいただければと思ひます。どこまでを対象とするかはこの専門小委員会ですと議論になっていきますけれども、一応、中核市や特例市という話も出ていているということを見ると、定住自立圏というところとこの大都市圏に加えて、中間的な形態の都市というものも少し対象として検討する必要があるのかなというのが1つです。

あと、これはもしかしたら先走った議論かもしれませんが、一番最後に御紹介いただいた住民自治と区の関係で、御説明の中で、区の人口密度の点からすると、特別区と大阪市ということがございましたけれども、これは区の数によってどうにでもなるといふと失礼ですけれども、大阪は24区あって、それぞれの区の人口密度から考えると、数値的にはどう理解したらいいのか。区の平均でとられてもちょっとどうかなというのが個人的な感想です。

以上です。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの伊藤委員の御発言のうち、資料をとということですから、それは応じていただけるものと思ひますが、岩崎委員にかねて御発言いただいたようなことからしますと、特例市などは大都市と感ぜられないという御発言もあつたのですが、ちょっとその辺何か、余り先に進んでからストップがかかってもあれですが、岩崎委員、何か御発言ありますか。

○岩崎委員 ありません。

○碓井委員長 今のことはいいですね。

どうぞほかに。

畔柳副会長、お願いいたします。

○畔柳副会長 今日の資料を拝見して、やや原点的といひますか、問題意識でちょっと発言をさせていただくと、大都市問題と銘打ってありますけれども、一種の広域経済圏といひますか、その形でいろいろな関係が深まっているのだなということがわかる気がします。

そういう意味で申しますと、いわゆる都道府県という区域の単位といひますか、前から申し上げているとおり、国という基準、基礎自治体という国の間に都道府県が明治以来あって、これが後で議論ということもありますけれども、合理化といひますか、二重行政や三重行政の中で色濃く1つの区域としては厳然として存在する中に、今後のとらえ方としての大都市を中心とする広域経済圏としてとらえたときには、一体どういう合理性が存在

するのかがどうしても気になるところであります。

今後、日本全体の課題の財政の改革と、これは税金の効率的な運用と成長政策を都市を中心にやっていくという、そういう課題の中で物を考えたときに、合理化はさっきの二重、三重行政の問題もあるとして、成長というための施策を打つためにも何かネックになっているのではないかと。成長のための施策を打つためのネックになっているような問題を発見して、是正して、そしてグローバルな問題意識で、より成長させて雇用機会を拡大していくという問題意識が必要ではないかという感想を持ちました。

○碓井委員長 ありがとうございます。

ただいまの問題提起について関連しての御意見等ございませんでしょうか。

西尾会長、お願いします。

○西尾会長 副会長がおっしゃったことに何の異論もないのですけれども、全く別の角度から見るという見方もあるかと思っています。

私は、高度経済成長期以来、非常に急速な都市化現象を日本は経験いたしまして、大人口移動をしてきたわけです。空間的な移動をしてきた。要するに、農山村から都市への人口集中ということがずっとこれまで続いてきたわけですが、これに3つぐらいのレベルがあるという感じを持っているわけです。

1つは農山村、漁村から地方の都市へ人が集まるという形態です。これが一番基礎にある形態です。しかし、地方の都市でさえどんどん人口が減少する状況にあるわけで、その次のレベルとして、地方の中小都市から地方の大都市へ人口が集中するという1つの流れがある。九州で言えば、福岡、博多に集中するとか、北海道では札幌に専ら集中してしまうといった大規模地方中核都市と言われるところへ人口が集まっていくという2番目のレベルの集中があるのではないかと。3番目に、もっと全国的に見ると、三大都市圏へ人口が集中していくという、地方の大都市でさえなかなか発展はできない。人口増というものは図れなくて、三大都市圏へ人口が集まっていってしまうという流れがあった。これが三大都市圏時代と言われた時代の姿ですが、その後、全国総合開発計画でも東京一極集中と言われるようになったわけで、一番頂点にある人口集中は東京圏への人口集中ということになっているわけです。大阪でさえ地盤沈下を起こすという現象が頂点にあるということだと思っております。

私は、最底辺の農山村、漁村から地方都市への人口集中という一番基礎的なレベルでの人口の遍在ということにどう対応するのかという課題こそが平成の市町村合併の課題だったのだらうと思っています。平成の市町村合併の結果、かなりの市町村の統合が行われまして、そして、かなりそのレベルの是正は済んだのではないかと気がしています。ただ、全部が理想どおりの形態になったというわけではありません。合併をしないという決断をしたところもあれば、できなかつたところもありますし、さまざまあります。

その結果、そういうところをどう処理するかというので定住自立圏などということが起こっているのだらう。そういう形を更に補う、市町村レベルの広域連携を何とかもう少し



機能するものにしていききたいという発想があるのだらうと思うのですが、その二段階以上のレベルの話という、もっと全国的な人口集中の問題なのです。

それに対応しようというのが都道府県合併論だとか道州制論だという議論ではないか。だからこそそういう議論が盛り上がってきているのだらうと、副会長がおっしゃったとおり、広域自治体の姿がこのままでいいのかという問題にまできているのだらうと理解しています。

ただ、私は、そういう人口集中をしたのは、人口が出ていってしまったという地域、逆に言えば、都市は人口を集めてしまった地域です。人口を集めてしまった都市は、人口を吸い取られた地域に対して責任があるのだと思うのです。その地域が言わば「後背地域」、荒れ果てた地域ではなくて、後ろに控えている地域という、ヒンターランドという意味ですけれども、ヒンターランドに対して中心都市は責任を負わなければいけないのだらうと思うのです。

だからこそ合併をすとか、しないにしても、周辺の町村まで中心都市がサービスの面倒を見るという制度を考えなければいけないということになってきたわけです。そういう言い方をすれば、東京圏は全国に対して責任を負わなければいけないという位置にあるということだと思うのです。

ですから、ヒンターランドに対する責任を大都市圏はきちんと果たしながら自分の発展を考えるという両面が必要だらうと。成長を推進する地域であると。だから、大都市に何とか活力を持たせなければいけないのだというのもそのとおりですけれども、それによって犠牲になっている地域、逆に言えば、その都市を支えてきた地域に対してどうやって責任を負うのか。そのことを念頭に置きながら制度はすべて考えるべきではないかということをおもっています。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 先ほど私の発言で、住民自治と区関係のところでは完全に誤解しておりましたので訂正いたします。人口密度の平均というのは下に注がございまして、全市域の平均値だと。私は各区の平均の平均値だと完全に誤解しておりましたので、訂正いたしたいと思えます。失礼いたしました。

○碓井委員長 いかがでございましょうか。

辻委員、どうぞ。

○辻委員 私も幾つかこの資料と今までの議論に関してコメントできればと思えます。

今回出された資料のうち11、12ページでAライン、Bライン、Cライン、Dラインと分けるという話。これをつくったときの印象ですが、特にこの中で話題になったのはDに相当する部分です。東京は都心3区を中心にこれが存在していますが、これに相当するものは、ほかの都市にあまり存在しなかったのです。あえて言うと大阪の中央区の一部にそれ

が相当するというぐらいになっていまして、ここにかかなりの差がある。しかし、更にこれに相当するようなものは名古屋も含めて他の都市には存在しないということで、東京圏と大阪圏とそれ以外のところに、それぞれ、かなりの経済集積度の差があるということです。

したがって、現在、東京は不交付団体で、大阪は交付団体、それ以下も基本的には交付が多くなってきているという形になっていまして、大都市の集積度に関して、東京が断トツで、その次がかるうじて大阪で、それ以下に現実問題で結構大きな差があるのだというのが1点でした。

2点目は、これをつくったときはまだ大阪都構想その他がほとんど議論になっていないときだったのですが、これをつくったときのイメージで言うと、B、Cに相当するところはやはり1つの都市経営をした方がいいのではないかということでした。これに対して、Aは要するに広域調整なり、広域連携で済むのではないかという話で、そのときはB、Cの部分、都の管轄している部分については、都が何らかの形で大都市経営をする必要があるのではないかという議論でした。従って、この作図をしたときは、大阪は基本的に大阪市の市域にB、Cラインがとどまっていまして、本当にこれ以上拡大してどのぐらい大都市経営をする意味があるのかということが問題提起されていたということになります。

Aのところはどこまで広がるかは、これをつくったときにそんなに力点を置いてやらなかったもので、もしかすると、Aを周辺市町村までカウントすると、今回、総務省さんで出されたものと等しくなるかもしれないという気がします。いずれにしましても、大都市の構造全体は、今後、一体的な大都市経営が求められる範囲と、いわゆる連携で済む範囲とを考える上で、大きい要素になるのではないかと思います。

先ほど西尾会長の方から多摩の水道の件を指摘されましたが、昔は、多摩地域については武蔵野だけではなくて、独自の水道を持っているところが多かったのです。それは、くみ上げ方式が圧倒的に安かったので、少なからぬ団体が独自にやっていたのです。

しかし、独自水道でやりますと、どうしてもまとまった職員数が最低限度必要になるため、人件費が高くなりがちになったり、技術革新が進んでも規模の経済性が発揮されなかったりして、総体的に費用面で見ても、東京全体広域でやるのと、独自水道をやるのに従来ほどの差がなくなっているという聞いています。こうした事情もあって、少しずつ東京都水道局の範囲が拡大してきました。水道サービス供給の技術革新などもありまして、ある程度大きい範囲でカバーしていないと、効率化・高度化が発揮できない側面が広がってきているということです。

水道というと、本来は基礎自治体の最も中心的な業務のはずですけれども、そういうものも技術革新の中である程度、広域化していないといけないという1つの象徴的な事例ではないかと思えます。

それから、先ほど畔柳副会長から問題提起していただいた産業関連の施策に関していいです。これはその次の二重行政に関する部分にも関係してくると思うのですが、産業政策ですとか、企業誘致政策をやったときに顕著に出てくるのですが、どこに立地させるかと

ということが非常に大きな課題になります。

特に最近は企業誘致に関してはかなり思い切って補助金を出して、事実上の税の減免策をとるといことが行われるようになっていいますので、その企業が果たしてどこの地域に立地するかが、今まで以上に重要になってきています。

そうした中で、大都市の側からすると、結構な税収は自分たちのところから出しているにもかかわらず、どちらかという県土全体の発展という見地から、肝心の大都市内部において企業誘致の恩恵が少ないのではないのかと、いわれることがあります。ここをどう考えるかです。

もう一つは、いわゆる行革効果の部分です。指定都市の部分もさることながら、道府県部分については、直接サービスを受けている実感がない割には依然として知事部局がたくさん職員を事実上、抱えているのではないかと、指摘されることがあります。この部分をどう考えるのか。

したがって、指定都市部分なども含めまして、どこにより行革の余地があるのか。更に、民間投資に向ける部分があるのかということも併せて検討をする必要があるのではないかと思います。

以上です。

○碓井委員長 いろいろな論点を取り上げていただきましてありがとうございます。

ほかに御発言ございますか。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 ちょっと表を見ながら考えていて、もしおわかりになるのなら教えていただきたいのですが、そうでなくても、今後我々が考えた方がいいかと思う問題について少しお話をさせていただきたいと思います。

Aラインとして引かれた、おおむねお出しいただいた通勤・通学10%圏に当たるだろうと言われている中の行政需要のイメージとして、11ページを見ますと、都市・郊外間交通整備があるわけです。それは一般論として考えれば私もそうだろうと思うのですが、伊藤さんの言われた、一番最初のクラスにある大阪、堺といった近畿圏のものと東京のものが、そうすると一番広域でその問題を調整する機構が必要になるであろうと思われるにもかかわらず、実際にやっている広域調整の方では交通に関するものがないのですね。インフラは水道が主力であります。

これは一体何を意味するかです。1つは、大都市圏というのは、要するにプライベートの交通企業が発達しているので、計画部分が余りないというのは考えられるのですが、他方で道路の整備のようなことを考えると、それだけで説明がつくかがよくわからないわけです。

比較の対象として適切かどうかわかりませんが、15ページの定住自立圏のところを見ますと、公共交通のネットワークとかインフラ整備、インフラになると少ないのですが、やはりそこそこの圏域は定住自立協定を結んでやっているのです。

ということは、交通関係について整備する需要はあるはずだけれども、それに即した仕組みがうまくいかないということなのか。多分、このぐらい広域になると国がやるべきなのか、あるいは広域地方公共団体の連携、すなわち県レベルでの連合が組まれるべきなのか、あるいは大都市の連携でやるのかという部分がはっきりしていない可能性があります。

そう考えると、連携して処理すべき需要は何かをもう少し掘り起こす必要があるというのと、その処理の仕組みとしてだれがどの仕組みで連携するかを議論する必要があるのではないかと。Aラインのところでの何か行政需要の調整を考えるということになると、もうちょっと突っ込んだ資料が出てくればほしいなというのと、議論をするための手がかりをどこかでつくっていただければと思います。

○碓井委員長 今の点は御存じの方がひょっとしていらっしゃると思うのですが。

私は最近の知識を持ち合わせておりませんが、都道府県をまたがるような鉄道整備は勿論です。幹線的な道路は多分、形式上、国の権限が大きいから、しかし、事実上、そのプランをつくる時にはその地域の地方公共団体が関与しているわけですので、そういう意味では、何重もの重なりの上にでき上がっている行政分野ではないかなという気がしているのです。

どなたか、詳しい方。

辻委員、御存じでしたら。

○辻委員 委員長が言われたとおりで。

○碓井委員長 私の印象で申し上げているのですか。

西尾会長、どうぞ。

○西尾会長 詳しい人と言われると発言できないのですが。ここではどなたもいらっしゃらないのではないかなと思うのですが。

公共交通というときに、定住自立圏や何かのレベルで問題になるのはバスなのです。しかし、大都市圏で公共交通と言えば鉄道です。ところが、あなたのおっしゃるとおり、鉄道は明治以来、私鉄の経営もすべて認可をするのは国がやってきて、自治体には権限がなかったわけです。ですから、自治体は、大都市が自分で地下鉄をやるというようなことは始めましたけれども、私鉄に対してもJRに対しても全く指揮権が何もないということですから、自治体には調整する権限もない。したがって、独自に地下鉄を引くか引かないかという決断をしてきた。今、東京では、地下鉄にも営団の地下鉄と都営の地下鉄とありますから、これを統合したいなどという話が現在でも起こっている。

大阪で言えば、大阪の市営の地下鉄と私鉄とをつなげるとか、東京の地下鉄もみんな私鉄と相互乗り入れでつないでいますけれども、ああいう形で、大阪圏でも大阪の地下鉄を延ばしていくのか、市域外まで延々と延ばしていくのか、私鉄と連結するのかとか、JR線とどう結ぶのかということが問題ですけれども、これは問題としては大阪はあるわけです。しかし、大阪市にもどうしようもないし、大阪府にもどうしようもないという問題になっている。そういうことだと思います。だから、課題としてはあるのですが、自治体が背負

えない仕組みになっているという問題だと思うのです。

道路の方になってくると、おっしゃるとおり、市も県もそれぞれに分担していますから、道路は自分でやれるわけですが、特に大都市圏で問題になるのは環状道路です。東京圏もこれが十分に整備されなくて、今でもまだ営々としてやっているわけですがけれども、大阪でも環状道路が大きな問題だと思います。

環状道路は市が権限を持っている部分と府が持っている部分とか国が持っている部分とかがあるわけです。極めてややこしいのです。都市計画の決定をするのはどこにあるかというと、大阪の場合にはほとんど大阪市にある。大阪府が自由にできない。そこに苛立ちを持っているという問題だと思うのです。

ですから、非常に複雑な話ですけれども、そういう個別法の仕組みの権限の分担関係まで整理するという話を一つひとつ片付けていかないとなかなかいい仕組みはできないのではないかなと思います。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

ただいま提起された問題は、今後の私たちの報告なり何なりにおいても注意すべき点になろうかと思えます。

ほかに御発言ございますでしょうか。

それでは、まだ戻ることあるべしということで、先ほど留保しておりました二重行政も含めて御議論をいただきたいと思えます。

林美香子委員、どうぞ。

○林（美）委員 今の西尾先生のお話にも出てきましたけれども、例えば19ページのところで二重行政についての分析が出ているのですが、都市計画決定とか農地の転用許可というものが二重行政になっている。なぜそうなったかという原因もいろいろ調べているものでしょうか。もし原因というようなことがおわかりなものがあったら教えてほしいと思ったのですが、いかがでしょうか。

○碓井委員長 山崎行政課長、何かありますか。

○山崎行政課長 基本的に、まず、農地転用とかでしたら、農水省が農地転用の許可権限を持っているという世界がまずあって、それについて狭い部分の農地転用については県にさせますよという体系があって、その体系を指定都市の方は十分に自分たちの規模能力があるのだけれども、農水省からは、全体の農地の管理の問題なので、こういうことについて県がやるべきだと役割分担を与えられているということだと思うのです。だから、農地の総量管理を農水省なり国はやっていますので、そのときに総合的に農地を確保するための権限の留保は都道府県までに任せておいて、そこに農水省は関与するという体系を持っているということだと思うのです。

都市計画決定にしましても、広域的な観点からの都市計画については、やはり広域自治体の都道府県に留保するという部分をかなりつくっておることなので、その辺が事業との関係でいけば、指定都市の側は都市計画事業という意味では十分にやれる能力もあ

りますし、それからすると全体のことを指定都市がやりたいなどということもあるのだらうと思います。

そういった意味で、もともとの権限が国の側にあつて、どこまで権限を移譲しゆだねてくるかという過程の中で今、この状態になっておるのではないかと思われます。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

○西尾会長 よろしいですか。

○碓井委員長 西尾会長、どうぞ。

○西尾会長 私はなるべく発言を控えるべきだと思つてはすけれども、皆さんから余り出なかつたので申し上げたいのですが、地方自治制度という議論を始めますと、基礎自治体である市区町村をどうするかとか、広域自治体である都道府県をどうするかという議論にならざるを得ないのですけれども、実は、大都市圏という問題はそのどちらでもないという範囲に入つてゐるものがあるわけす。東京圏は都道府県の区域も超えて大東京圏というものが広がつてゐるということすし、大阪の都市圏も府県の区域まで超えて広がつてゐるという例だと思つてゐます。名古屋ですと府県域はおおむね超えないとか、その他の大都市だと超えてはゐないという姿になつてゐるわけす。

大都市圏、この図で言うると、通勤・通学10%圏という区域で出てきた範囲がいわゆる大都市行政問題だと思つてゐるわけすけれども、大都市行政問題にこたえる行政制度というものは、この日本はつくつてこなかつた。一貫してつくつてこなかつたということなのです。すば一んと真ん中に落ちてゐる課題だと思つてゐるわけす。

戦後やつてきたことは首都建設法をつくり、首都圏整備法をつくりという対応をしたわけすけど、それは関東七県、関東地方と言われる区域全体を首都圏として抑えてゐるわけす。これに倣つて近畿圏という整備法ができて、中部圏の整備法ができてという三大都市圏を含んだ圏域について特別な整備法ができましたけれども、いずれも地方ブロック単位を範囲にしてしまつてゐるわけす。実は、東京圏というのならば一都三県の中におさまつてゐるわけす。一都三県を特に扱うという制度はつくらなかつた。大阪についてもそういうことはつくらないできたということすけれども、今になつてみると、通勤・通学圏で府県を超えたという圏域で見ると、東京は物すごく大きな圏域ですが、一都三県にほぼおさまつてゐるという圏域す。北関東の三県は余り入らないけれども、一都三県内におさまつてゐる大都市圏だということになります。

しかし、大阪圏はこの図で見ても、大阪府、兵庫県、京都府だけではなくて、奈良県は勿論滋賀県にまで及んでゐるという圏域になつてゐるわけで、近畿圏の範囲にほぼ広がつてゐるのすね。そこで、これからこういう大都市圏の広域自治体の区域を超えた行政課題に関して何かの新しい仕組みをつくるとつたら、大都市圏政府をつくるか、大都市圏に対応した何かの仕組みを中間的につくるか、何かの工夫をしなければならぬのでしようけれども、その問題が今、論議されてゐる道州制問題と非常に複雑に絡んでくるわけで

す。

東京について言えば、道州制をやったときに、将来そういう構想が実現されるとすればどういう姿になるのだろうかというときに、関東圏で考えているのか一都三県範囲の東京圏道というようなものを考えていくのならそういう道州制ができる、道州政府ができれば東京問題を包括的に扱う自治体が新たにできることになるのですけれども、本当にそうなのかどうかよくわからない。

大阪で考えると、やはり関西州、関西道みたいなものをつくれれば1つの解決手段になるのかなというイメージがありますね。それがそういうことで解決せざるを得ないというのは東京圏と大阪圏ではないかという感じがする。それをどういう形で問題を処理していくのかというので、従来余り議論がなかった大都市圏域を抑えた仕組みを何か考える必要があるかどうかという議論だと思います。

○碓井委員長 会長から大変整理された問題提起がありましたけれども、これに関連した御意見等ございませんでしょうか。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 ありがとうございます。

最初の10%圏を見た図の問題と関連してお伺いさせていただきたいのですが、要するに広域連合とか組合とか連合の仕組みはあるわけですね。ですから、もしそれが機能しないのであれば、ある意味、強制的にある種の事務については、これこれをアクターとして、構成団体として連携せよと国の方から制度化するということは考えられるのですが、その前提として権限がないと困るのですね。

例えば道路にしても水道にしても、権限の所在を明確に切り分けることが前提にならないか。それをなしに仕組みだけでうまく議論できるのかという疑問がありまして、それで最初の西尾先生にお教えいただいた質問になるのですが、仕組みだけではうまく議論できないとすれば、特定の権限をどこかへ集中させて、その上で連携させる、ないしはその権限を持つ特別の地方公共団体か大都市圏域専門の組織をつくるということになるのでしょうか。せっかくでしたらもう少し教えていただければということですが。

○碓井委員長 西尾会長、どうぞ。

○西尾会長 東京圏については資料にも出てきましたけれども、一都四県と政令市がすべて参加して九都県市首脳会議というものができているわけですが、これはかなり機能してきた組織だと思うのです。これがずっともう少し広範囲に恒常的にさまざまな問題を扱う組織に発展していけば、一種の東京圏における広域連合的なものに発展する可能性があると思うのです。そういう意味では、基盤は東京圏については既にある。

関西については関西広域連合が完全な形ではないにしろスタートしているわけですから、それが今の1つの問題は奈良県が入っていないとかという問題がありますけれども、何よりも、まだ今のところ政令市が加わっていないのです。それが加わってくれば東京における九都県市に近い体制ができ上がるということだと思うのです。そのことが1つ。

おっしゃったように、仕組みをつくるのと必要な権限を下ろすのとどっちが先だと言われると、どっちも必要ですけれども、先ほど来話題になっているような鉄道に関する権限とか、公共交通に対する認可権とか、監督権とか、そういったようなものから大都市圏で必要なものを全部国からないし県から権限移譲させるということを全部解決してからと言っていたら、なかなか解決がつかないのではないかと思います。

それよりも、権限を下ろしたら地元が一体何をしたいのか。どうしたいのかという構想自身がないわけです。東京圏についても大阪圏についてもないのだと思います。それぞれ大阪市はこう考えてきた、大阪府はこう考えてきたというものはあるにしろ、みんなで合意できるような、圏域全体をこうしていこうという合意は全くできていないということですから、仕組みができて、自分たちが権限を持っていることについては、では、こうしようという合意が成立したらやる。しかし、今は自分たちに権限がない、国がまだ握っているというものについて大阪圏はこうしたいのだと。したがって、この権限をよこせなのです。あるいはよこさないにしても、国自身がこれに沿ったようにやれというプランをつくるということが可能になりますね。仕組みができれば、大阪圏の整備発展計画というものをつくる、東京の九都府市で東京圏の全体を包括した計画を策定して、国もこれに従ってほしいというものをスタートすることからまず始めるという順番もあると思います。最終的には両方がそろうことが理想形態だと思いますけれども、どっちからという議論ではないのではないかと思います。

○碓井委員長　ほかにいかがでしょうか。

小委員長の私は発言を慎んでいた方がいいのかもしれませんが、今のせつかく大事な議論だと思いますので、私の意見というよりは、ひょっとしてこういうことを述べる方もいらっしゃるかもしれないという趣旨で発言させていただきます。

今の問題は、どうしても、全国的な議論からすると道州制の議論とどう絡み合うかということに発展しやすいのですが、既存の制度と絡めますと、一定の目的を持つ広域連合を結成した場合には、そういう広域連合にはこれこれしかじかの今、国が持っている権限を与えますというようなことを、それは個別法になるわけですが、そういうものを制度化していけば、ひょっとして大都市圏のそういう重要な課題にはこたえられるかもしれない。ただ、それはまた全国ですから、そういう提案については足を引っ張るところも出てくるでしょうし、なかなかうまくいくものではないのですが、ある意味では暫定的な、よく実験法律などという言葉があるようですが、そういう意味でも考えてもいい事柄かもしれないという気がします。

どうぞほかにも皆様から御意見等がありましたら。

斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員　今の点に関連すると思うのですが、現在でも広域連合の側から国に対して権限の移譲を要請するところまでは入っているわけですから、小委員長がおっしゃったこともそこから更にバージョンアップしていけば十分考えられると思います。



ただ、そういう仕組みと権限の話が今、新たにどういう仕組みをつくって、新たにどういう権限を下ろすかというお話になりましたが、それ以前に例えば都市計画について考えますと、会長がおっしゃったように、都道府県を超えた範囲での、例えば鉄道を引くことに関連しての都市計画を考えますと、それはやはり現在の制度だと都道府県で切れてしまう。県なら県が整開保について定める。

だから、そこを九都府市の会議あるいは関西の広域連合で何か一体的に現状でやれるのかやれないのか。もしやれなくて、しかし、圏域で一体でやった方がいいという場合には新たな仕組みが必要だと考えます。ただ、その場合、注意しないといけないのは、それ見たことか、都道府県なり県どうしの合意ではやれないから、やはり大都市圏については国がやるのだということで、三大都市圏なり、首都圏なりについて各事業官庁のいろいろな決定権限、上からの調整権限の強いものが残ってしまうと現在の議論の方向性と齟齬しますし、将来的に道州制を考える場合も、自発的な道州制というよりは国が主導した道州になってしまうので、そこは問題が残るところだと考えます。

それから、先ほどの圏域の中でどういうラインで考えるかというときに、都市計画で考えますと、連たんしたところについて一元的な自治体があれば、それは都市計画については比較的やりやすい。ですから、現状でも例えば先ほど出てきた資料でBラインについては基礎自治体の範囲と一致するのであれば、そこで大都市的な観点からの都市計画ということは考えやすいのは確かだと思います。

ただ、そのときにそこが全部一元的にやっちゃっていいかということ、非常に人口が集中していて、なおかつある程度の広がりを持っているのであれば、より住民に近いところで決定したいという種類の都市計画もある。例えば景観の独自性とか、都市的な中での環境保全とか。そうすると、ある程度はそういった一元的な自治体を持っている中で、より即地的な都市計画について権限を持った団体なり組織がないと回らないものもあると思います。

ですから、二重行政の資料の中で分担型というものが問題だという指摘が幾つかありますが、ものによっては分担型にならざるを得ないものもあるのではないかと考えます。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

辻委員、どうぞ。

○辻委員 二重行政の部分について幾つかコメントしたいと思います。

まず、二重行政の部分に入る前に、先ほどから大きな道州の話と、それまでの話があったと思うのですが、ちょうど先ほどの東京の11、12ページの図を見ていたときもそうですが、結局、Aラインのところには広域連携、場合によっては道州のようなものも考えられないかという想定でこれは考えたわけですが、そのときに一番大きい課題になったのは、結局、BとCのようなところで仮に大都市経営をして、事実上、広域自治体が市町村の一部も代行しているという事業体があったときに、本当にそれが道州みたいなものと両立す

るかどうかということです。

先ほどの大阪の図を見ると、大阪府市統合構想もやると同時に関西広域の扱いもしなければならぬというのはイメージ的にはわかるのですけれども、結局、その場合に広域的に本来なら基礎自治体で完結すべきものも広域自治体の中でやっていて、その上に更に道州が存在するイメージになったときに、本当に広域自治体として、基礎自治体として明確に経営し切れるのかどうなのか。ここのところが大きな課題になるのではないかというのが1点あります。

2点目で、これが二重行政に係る部分です。特に今回、都市センターで提起していただいたのは平成13年のときの資料なので、この後、それこそ権限移譲と義務づけとかの見直しの中で結構改善されるものも多かったと思います。

私はその典型に都市計画決定が入っていると思います。都市計画決定は相当移譲されましたので、今、指定都市の中でも道府県に対してはそんなに強い不満がなくなっているのではないかと思います。むしろ不満は、先ほど小委員長が言われましたとおり、国の事業認可の問題です。また、交付金制度も整備されたので、一部の個別補助金に比べると大分使いやすくなりましたけれども、補助金の問題であったりします。事業認可や補助採択の問題を除くと相当やりやすくなっていると思うのです。一方、農地はそこまでいっていないというのは事実だと思います。

しかし、指定都市の側からすると、更に分権ということになると、今の道府県から何をもらうというよりも、論点としては国からどの程度、権限移譲してもらって、一括して業務をやるかどうか。ここのところの方がむしろ大きな観点だと思うのです。道府県の方も指定都市とけんかするというよりも、かなり指定都市の意思を尊重して行政をやっているのか、かつてほど激しい対立関係はないように私自身は思っています。

そうした場合に問題になるのは、かなり尊重してやってはいますが、結果として法人二税は県が集めているし、県議会も存在するし、知事部局でそれらに従事する職員は結構大量にいるわけです。ここの部分について今後どうしていくか。つまり、尊重していればいけるほど、大都市部分と府県部分も含めてどうやってよりスリムな行政体制にしていけるかということ、やはり考えていかなければならないと思います。

もう一つ、今回出された資料の中で、例えば8、9、10ページという形で、要するに広域行政でやっているというものが現実問題であります。この広域行政でやっているものについては一応やっているのですが、問題はこれが効率的にやれているかどうか1つ大きな論点であるのではないかと思います。昔からやっている事例でいきますと、例えば港湾管理があります。港湾管理は広域自治体の方でやっているところもありますし、指定都市単独でやっているところもありますし、県と市が一部事務組合をつくってやっているものもあります。

これは私が若いときにケーススタディをしたのでちゃんと検証していませんが、私が見たところだと、広域自治体が単独でやっているものもまあまあだし、指定都市が単独

でやっているのもそれなりなのだけれども、一部事務組合でつくっているものは常に協議をしなければだめなので、結果的に時間がかかって、港湾開発にしても、埋め立て開発にしても、時によっては後手後手になる場合がある。

つまり、今後、さらなる分権をすすめていったときに、この制度をつくっていったときに、どういう役割分担にするかはわかりませんが、いろいろ協議の仕組みを考えなければならないということが出てくると思います。ただし、この場合は、協議の仕組みの組み方によっては、時間がかかったりだとか二重手間になって、行政の効率をそいでしまって、それだったらやらなければいいという改革に終わる可能性もあります。

一部事務組合でやっているものがどのぐらい現実問題で効率的にやれているのか。この点を業種ごとに特色も見ながら検討していくことが重要ではないかと思います。

今後、大都市制度を考えていくときの大きな観点としては、今まで大都市圏域というのは、どちらかというと富の部分であったとすると、今後、高齢化の中で、貧困の部分なども集積してくる。そういう中で、大都市に関して広域自治体部分も含めてどうしたら最も効率的、効果的な経営になるのか。この点はしっかり検討する必要があるのではないかなと思います。

以上です。

○碓井委員長 ほかに御意見ございますか。

辻委員の今のは、一部事務組合方式の場合に調整に手間取るというような趣旨ですか。

○辻委員 はい。やはり一部事務組合の場合は団体間の合意がないとできませんので、県と市でつくっている場合も非効率な場合があると言われますし、仮に23区で全部つくっていると更に意思決定には困難を極めるということもあります。こういうものもトータルに考えて検討していかなければならないと思います。

○碓井委員長 私は法律しかやっていないもので、行政の実態は全くわかりませんが、今のような点も含めて御意見等ございませうか。

二重行政に限らず、全体を通じて御意見等をいただいて結構でございます。

中尾委員、どうぞ。

○中尾委員 先ほど西尾先生のお話で非常によくわかった部分がありまして、大都市の責任の問題については是非議論を深めてほしいと思うのは、私事で申し訳ありませんが、きょうだいの1人が東京におりまして、1人が札幌、私1人が田舎の栗山にいます。というときの大都市の問題に対しての議論を聞いていますと、どうも富というものが、大都市で快適にお住まいのきょうだいにジェラシーを感じながら、やはりその部分は田舎の者としては、きちっとした責任として1つの方策をしてほしいなというのが、会長のお話を聞いてよくわかりました。その点をよろしくお願ひしたいと思います。

○碓井委員長 今、せっかく御発言がありましたが、大都市に人が集まってきて、宅地開発がどんどん進んだときの、その宅地開発が行われる市などの姿勢としては、勝手にとりゃっては何ですが、どんどん都市に人が押し寄せてきて、財政負担を際限なく生じさせてい

るという、そういう逆の勝手に押し寄せてくるという表現はよくないのですが、そういう感覚もひょっとして当時の行政運営の中にはあったのかもしれませんが。しかし、経済の全体の力として見ると、確かに大都市が引き寄せたということは否定できないだろうと思います。

ほかにも御発言がありましたらどうぞ。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 まちづくりや都市計画に関して、先ほど辻委員の方から、都市計画についてはこの間の義務付け・枠付けの見直しや権限移譲で基礎自治体の方に随分移っているのですが、それで解消した部分があるのではないかとありました。それはおっしゃるとおりですが、私が考えておりましたのは、大都市制度の中で、論点の中には、東京の特別区においてどう考えるかというものも入っていますから、東京の特別区の現状の都市計画の問題、つまり身近なところの都市計画とか高さ規制の権限問題は厳然としてある。なおかつ、もし他の大都市圏において東京都と同じ、特別区と同じような仕組みを入れるのであれば、まさに現在、東京都と特別区の間にある都市計画の配分の問題がそちらでも生ずるという面では残っていると考えます。

○碓井委員長 わかりました。

ほかにかがでございましょうか。

大山委員、どうぞ。

○大山委員 ちょっと違うことですがけれども、恐らくほかの委員の方、皆さんが感じていらしたと思うのですが、指定都市の皆さんからヒアリングで御意見を伺ったときに、指定都市はすごくいろいろなものがあるのに全員一致で意見をおっしゃっていて、それが本当なのかなという感覚がそのときにも伺っていて思いましたし、今日改めてこういう資料を見せていただいていると、そういう感をまた深くするのです。

例えば指定都市からの主張として、都道府県から離れたいというものがありました。それ自体が妥当かどうかはまた考えなければいけませんけれども、東京都市圏とか大阪都市圏は、自分が属しているところから離れたところで、何も問題が解決しないように思います。大都市圏自体が県境からはみ出してしまっていますから。例えば仙台みたいところで宮城県から離れるというのでしたら、それはそれなりに一貫性があると思うのですが、東京都市圏とか大阪都市圏の問題は、そういうことでは多分、全然解決しないのではないのでしょうか。指定都市からの主張は一本化していらっしゃっていますけれども、こちらとしては少し分けて考えないとなかなか難しいのではないかなと思いました。

感想です。

○碓井委員長 わかりました。

ほかにかがでございましょうか。

○西尾会長 ちょっといいですか。

○碓井委員長 西尾会長、どうぞ。

○西尾会長 今日はやたら発言し過ぎだと反省してはいるのですけれども、御勘弁ください。

国会議員の方々の御意見があつて修文して加えたものの1つに東日本大震災を踏まえてというものがありましたね。「大規模災害時における都道府県と大都市の役割分担についても見直すべき点があるのではないか」と。これがどういうことを指して言っているのかがよくわからないので、ちょっとピントが外れるかもしれないのですけれども、震災後の対応について、例えば宮城県の対応と仙台市の対応とということ言えば、幾つも幾つも県市間でも問題はあったのかもしれませんが、私その後ずっと聞いている限りでは、1つは消防、1つは今回の瓦れきの広域処理問題で県と市の問題が出てきていると思うのですけれども、どちらも問題を複雑にしているのは、国から地方公共団体に対して協力要請をするときに、県にお願いをして、県が市町村のものをまとめて回答をしてこいというのか、実際にその仕事を持っている市にお願いをしてしまうのかという問題があるように思うのです。そこが非常に混乱をしているのかなという気がしています。

例えば消防については、県に被災地に対する応援として消防を出してほしいという要請をしたというときに、新潟県知事は、新潟市も含めて県内の消防を結集して、県からこういう部隊をどこどこへ派遣しようということを知事として決めようと思ったら、新潟市は個別に連携している自治体に対して出すことをもう決めていたから、そこへ出しますと、県の方の要望に加わって別のところに行くのは困りますと新潟市が抜けてしまった。これを県知事は非常に不満に思っているわけです。最も強力な部隊である新潟市のレスキュー隊は行ってくれないのかと。知事がとりまとめようとしても応じない。この県市間の関係について知事は不満を持っている。

ところが、よその県に行くと、総務省に関係のある話ですけれども、ある県に消防庁から市にダイレクトに要請があつたと。県庁所在地の市に対して、おたくの消防を出してくれないか。そこの市長は話が違ふだろうと。それはやはり県に言うべきことではないかと。県に来たときに県庁所在地の消防も含めて、ほかの市町村の消防も県としてまとめて、こういう部隊を編制してどこどこへ出そうととりまとめるのは県の役割になっているのだから、ダイレクトに市に言うのはおかしいと抗議した市長がいる。この辺で考え方がずれているわけです。実際に出せる能力を持っているところへ国がダイレクトに言っしまえばいいのではないかと思うのですけれども、そういうやり方をすると、今度は県を通してこいという市長さんもいる。そういうややこしさがあつたのではないかという気がします。

もう一つは、瓦れきの広域処理問題ですけれども、御存じのとおり、国自身は焼却施設も埋め立て施設も持っていない。最終処分場も持っていないわけです。だから、被災した地域の自治体が処理できないものは最終的には国が代行するとかと法律は書いているのですけれども、国が代行するといつても自分で焼却施設も処分場も持っていないわけですから、やるとしたら自治体に協力してもらるか、産業廃棄物業者に協力してもらうかしか

いというのが国の立場です。だから、多分、環境省は逃げて逃げまくって広域処理をしたいのだろうと察しますが。

そうすると、広域処理をするという話は、全部一応都道府県と政令市に対して要請しているのです。でも、ほとんど県は焼却場を持っていないわけです。かつて直営していた東京都は別として、自分自身では、今はもう特別区一部事務組合ですから、自分で焼却場を持っていない。そういう都道府県に対して要請しているわけですが、結局、焼却施設を持っている市町村を県内から協力するところを見つけ出してくることしか府県としてはしようがないわけです。最終的に引き受けるのは市町村あるいはその事務組合であるわけです。そういうときに、府県を通すという仕組みをどうしてもやるのかという問題があるという気がするのです。

東京都がだまってどんどん広域処理を受け入れたりするのは、東京都は焼却場こそ今は自分で持っていませんけれども、最終処分場を都が持っているのです。東京都の埋立地。引き受けたところは燃やすのはいいのですけれども、燃やした後の灰をどこに埋めるかが大問題なのです。放射能で汚染しているかもしれないというものを埋めるということになりますから、最終処分場を自ら持ってないところは容易に引き受けられないですね。東京都はそこを自分で持っているからこそまとめられたわけです。それを持っている可能性があるのは大阪。埋立地で持っている。限られているわけです。

そういうときに、広域処理を要請するときはどうして都道府県から通すという仕組みをせざるを得ないのだろうか。その辺が話を混乱させている原因ではないか。国があることを、協力要請を自治体にするというときのルートのつくり方というか、仕組みなのか、そこがいろいろな問題を含んでいるからこそ対応に苦労しているのではないかという気がするのですけれども、違いますか。そういう問題ではありませんか。

○碓井委員長 今日消防庁の御関係の方はいらっしゃっていないようですが。せっかくこういう災害時の対応の仕方も問題提起として出されていますから、もし可能でしたら、以降の会議に簡単で結構ですから、資料をお出しただけであればありがたいと思います。

ほかに御発言ありましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

まだ少々時間がございますけれども、皆様から活発な御発言をいただきましたので、特段御発言もないようですので、本日はここまでとさせていただきますと存じます。

次回でございますが、6月27日午前10時30分より開催することといたします。開催に際しましては、改めて事務局より御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、本日の専門小委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。